

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

| | | | | | |
|-----------|--|-------------------------------|-----------|---|-------------------------------|
| 商号又は名称 | 中部電力ミライズ株式会社 | | | | |
| 所在地 | 愛知県名古屋市東区東新町1番地 | | | | |
| 入札参加停止の期間 | 令和6年3月29日から令和6年5月28日まで(2か月) 課徴金減免制度が適用された旨の申出書の提出があり、長野県建設工事請負人等選定委員会の承認があったことから、要領第4第8項及び要領運用基準第3第4項により入札参加停止期間を2か月とする。 | | | | |
| 事実概要 | 対象会社は大口都市ガスの小売供給に係る営業活動の方針、状況等について東邦瓦斯株式会社と情報交換を行い、競合する大口都市ガスのうちお互いの受注意欲を勘案して受注に関する調整の対象を選定し、受注に関する調整を行ってきたとして、令和6年3月4日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。 | | | | |
| 理由 | 入札参加停止措置要領別表第2第5号に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。 | | | | |
| 備考 | 【入札参加停止措置要領別表第2第5号】 <table border="1"><tr><td>独占禁止法違反行為</td><td>5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。)</td><td>当該認定をした日から 4か月以上 18か月以内</td></tr></table> | | 独占禁止法違反行為 | 5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から 4か月以上 18か月以内 |
| 独占禁止法違反行為 | 5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第9号に掲げる場合を除く。) | 当該認定をした日から 4か月以上 18か月以内 | | | |